

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示	ページ
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税 務 課)	1
○県統計調査の実施 (5件) (統 計 課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (13件) (治山林道課)	2
○告示 (漁業災害補償法による区域及び区分の定め及び告示の廃止) の一部改正 (水産政策課)	7
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (漁業管理課)	7
○道路の供用開始 (道 路 課)	7
公 告	
○平成29年度登録販売者試験の実施 (医事業務課)	7

## 告 示

### 高知県告示第405号

地方税法 (昭和25年法律第226号) 第144条の9第3項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成29年5月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 名称及び代表者の氏名  
有限会社隅田石油店 代表取締役 隅田 安信
- 主たる事務所又は事業所の所在地  
吾川郡いの町上八川甲1912番地6
- 取消年月日  
平成29年3月3日

### 高知県告示第406号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例 (平成21年高知県条例第7号) 第3条の規定により告示する。

平成29年5月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査の名称  
木材統計調査 (製材工場調査)
- 調査の目的

高知県内の製材業者等を対象に、乾燥材の生産量等の調査を実施し、木材産業に関する県の基本施策を立案する基礎資料として、県内木材産業の実態を把握するため。

### 3 調査対象の範囲

- 地域  
県内全域
- 単位  
事業体
- 属性  
製材工場等

### 4 報告を求める事項及びその基準となる期間

- 報告を求める事項  
ア 事業体名  
イ 代表者名  
ウ 住所  
エ 連絡先  
オ 従業員数  
カ 樹種別入荷量  
キ 入荷先内訳  
ク 生産量  
ケ 生産品目  
コ 地域別出荷量

(2) その基準となる期間  
平成28年1月1日から同年12月31日まで

### 5 報告を求める者

- 数  
101社
- 選定方法  
全数

### 6 報告を求めるために用いる方法

- 調査組織  
県が民間業者を経由して報告を求める。
- 調査方法  
事前に調査票を送付、後日調査員が訪問し聞き取り調査

7 報告を求める期間  
平成29年6月上旬から同年11月中旬まで

### 高知県告示第407号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例 (平成21年高知県条例第7号) 第3条の規定により告示する。

平成29年5月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査の名称  
木材統計調査 (乾燥材生産量等調査)
- 調査の目的  
高知県内の製材業者等を対象に、乾燥材の生産量等の調査を

実施し、木材産業に関する県の基本施策を立案する基礎資料として、県内木材産業の実態を把握するため。

### 3 調査対象の範囲

- 地域  
県内全域
- 単位  
事業体
- 属性  
製材工場等

### 4 報告を求める事項及びその基準となる期間

- 報告を求める事項  
ア 事業体名  
イ 代表者名  
ウ 住所  
エ 連絡先  
オ 従業員数  
カ 生産量 (天然乾燥・人工乾燥に係る樹種別・用途別生産量、人工乾燥機種類別・容積別生産量)  
キ 人工乾燥機等の種類・容積・乾燥日数・コスト  
ク 天然乾燥方法  
ケ その他 (粗挽き寸法、修正挽き、モルダー台数・メーカー)

コ 後継者の有無  
(2) その基準となる期間  
平成28年1月1日から同年12月31日まで

### 5 報告を求める者

- 数  
103社
- 選定方法  
全数

### 6 報告を求めるために用いる方法

- 調査組織  
県が民間業者を経由して報告を求める。
- 調査方法  
事前に調査票を送付、後日調査員が訪問し聞き取り調査

7 報告を求める期間  
平成29年6月上旬から同年11月中旬まで

### 高知県告示第408号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例 (平成21年高知県条例第7号) 第3条の規定により告示する。

平成29年5月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査の名称  
木材統計調査 (プレカット工場調査)
- 調査の目的

<p>高知県内の製材業者等を対象に、乾燥材の生産量等の調査を実施し、木材産業に関する県の基本施策を立案する基礎資料として、県内木材産業の実態を把握するため。</p> <p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 地域 県内全域</p> <p>(2) 単位 事業体</p> <p>(3) 属性 プレカット工場</p> <p>4 報告を求める事項及びその基準となる期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>ア 事業体名 イ 代表者名 ウ 住所 エ 連絡先 オ 工場の内容（従業員数、加工能力、年間加工量、加工賃、販売先）</p> <p>(2) その基準となる期間 平成28年1月1日から同年12月31日まで</p> <p>5 報告を求める者</p> <p>(1) 数 5社</p> <p>(2) 選定方法 全数</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 県が民間業者を経由して報告を求める。</p> <p>(2) 調査方法 事前に調査票を送付、後日調査員が訪問し聞き取り調査</p> <p>7 報告を求める期間 平成29年6月上旬から同年11月中旬まで</p>	<p>(1) 地域 県内全域</p> <p>(2) 単位 事業体</p> <p>(3) 属性 製材工場、プレカット工場等</p> <p>4 報告を求める事項及びその基準となる期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>ア 事業体名 イ 代表者名 ウ 住所 エ 連絡先 オ 端材の処理方法とその発生量</p> <p>(2) その基準となる期間 平成28年1月1日から同年12月31日まで</p> <p>5 報告を求める者</p> <p>(1) 数 119社</p> <p>(2) 選定方法 全数</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 県が民間業者を経由して報告を求める。</p> <p>(2) 調査方法 事前に調査票を送付、後日調査員が訪問し聞き取り調査</p> <p>7 報告を求める期間 平成29年6月上旬から同年11月中旬まで</p> <p><b>高知県告示第410号</b> 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。 平成29年5月12日 高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>4 報告を求める事項及びその基準となる期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>ア 事業体名 イ 代表者名 ウ 住所 エ 連絡先 オ おが粉の運搬先とその割合</p> <p>(2) その基準となる期間 平成28年1月1日から同年12月31日まで</p> <p>5 報告を求める者</p> <p>(1) 数 106社</p> <p>(2) 選定方法 全数</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 県が民間業者を経由して報告を求める。</p> <p>(2) 調査方法 事前に調査票を送付、後日調査員が訪問し聞き取り調査</p> <p>7 報告を求める期間 平成29年6月上旬から同年11月中旬まで</p> <p><b>高知県告示第411号</b> 平成29年2月高知県告示第106号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成29年5月12日 高知県知事 尾崎 正直</p>
<p><b>高知県告示第409号</b> 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。 平成29年5月12日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 調査の名称 木材統計調査（製材工場等における端材の発生・利用状況等調査）</p> <p>2 調査の目的 高知県内の製材業者等を対象に、乾燥材の生産量等の調査を実施し、木材産業に関する県の基本施策を立案する基礎資料として、県内木材産業の実態を把握するため。</p> <p>3 調査対象の範囲</p>	<p>1 調査の名称 木材統計調査（おが粉生産動向調査）</p> <p>2 調査の目的 高知県内の製材業者等を対象に、乾燥材の生産量等の調査を実施し、木材産業に関する県の基本施策を立案する基礎資料として、県内木材産業の実態を把握するため。</p> <p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 地域 県内全域</p> <p>(2) 単位 事業体</p> <p>(3) 属性 製材工場等</p>	<p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 愛媛県松山市千舟町六丁目5番地5サーパス市駅前701号 イ 氏名 三谷 澄雄</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 大阪市東区今橋二丁目28番地 イ 氏名 中江産業株式会社</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 高知市横浜233番地1 イ 氏名 西峯 好男</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村高野59番地</p>

<p>イ 氏名 和田 敏</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村高野166番地</p> <p>イ 氏名 山本 久喜</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村中切378番地 2</p> <p>イ 氏名 山本 伊佐盛</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村中切302番地 2</p> <p>イ 氏名 伊藤 俊雄</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 神戸市兵庫区下沢通二丁目 2 番21号</p> <p>イ 氏名 伊藤 直幸</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村中切268番地</p> <p>イ 氏名 伊藤 寿之助</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋3186番地</p> <p>イ 氏名 伊藤 直幸</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐村東石原624番ロ号地</p> <p>イ 氏名 山中 宏男</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村中切422番地</p> <p>イ 氏名 矢田 一猪</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村中切422番地</p> <p>イ 氏名 矢田 武廣</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村中切257番地</p> <p>イ 氏名 近藤 和久</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 高知市神田1469番地87</p> <p>イ 氏名</p>	<p>岩崎 昭司</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐町土居159番地 1</p> <p>イ 氏名 岩崎 幹雄</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村高野255番地 9</p> <p>イ 氏名 石川 吉角</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成6年3月農林水産省告示第492号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第412号</b> 平成29年3月高知県告示第128号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を香南市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成29年5月12日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 香美郡夜須町千切522番地</p> <p>イ 氏名 高橋 愛彦</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 香川県高松市木太町1845番地 2</p> <p>イ 氏名 高橋 啓典</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成3年4月農林水産省告示第422号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第413号</b> 平成29年3月高知県告示第129号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森</p>	<p>林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を安芸市役所及び芸西村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成29年5月12日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 高知市愛宕町三丁目16番28号コーポ西本603</p> <p>イ 氏名 有光 章雄</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 安芸市尾川乙529番地</p> <p>イ 氏名 野川 浩</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 安芸郡東洋町河内1006番地 3</p> <p>イ 氏名 小原 美恵子</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 安芸市尾川乙337番地</p> <p>イ 氏名 安芸 永房</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 高知市北奉公人町163番地イ号</p> <p>イ 氏名 福留 紀夫</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成3年5月農林水産省告示第679号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第414号</b> 平成29年3月高知県告示第130号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係市役所及び町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成29年5月12日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 香美郡夜須村千切18番屋敷</p>
---	---	---

<p>イ 氏名 小松 武喜</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 香美郡夜須村千切18番屋敷</p> <p>イ 氏名 小松 竹喜</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 香美郡夜須村千切18番屋敷</p> <p>イ 氏名 小松 愛子</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 高知市南ノ丸町58番地17</p> <p>イ 氏名 和同産商株式会社</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村久喜958番地2</p> <p>イ 氏名 藤原 功治</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 住所なし</p> <p>イ 氏名 岡村 亀弥</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町南ノ川耕761番地</p> <p>イ 氏名 片岡 長四郎</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町2377番地</p> <p>イ 氏名 木下 基幸</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 東京都世田谷区玉川奥沢町一丁目485番地</p> <p>イ 氏名 松本 光世</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 高知市秦南町二丁目29番11号</p> <p>イ 氏名 板井 俊三</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 大阪府茨木市東奈良一丁目14番17号</p> <p>イ 氏名 安岡 常子</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的</p>	<p>次に掲げる告示で定めるところによる。 平成4年10月農林水産省告示第1091号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第415号</b> 平成29年3月高知県告示第132号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十市役所及び関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成29年5月12日</p> <p>高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 中村市住次郎1108番地</p> <p>イ 氏名 石河 兼秀</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 中村市大西ノ川972番地</p> <p>イ 氏名 佐竹 茂則</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 高知市大津甲216番地1</p> <p>イ 氏名 中川 富男</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 中村市古津賀3042番地福原ブロック内</p> <p>イ 氏名 酒井 一正</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 岡山県倉敷市南畝五丁目15番5号</p> <p>イ 氏名 森山 良一</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 高岡郡梶原町下西の川68番地</p> <p>イ 氏名 杉本 忠士</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示(重要流域(平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限る。)で定めるところによる。 平成6年3月農林水産省告示第500号</p>	<p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第416号</b> 平成29年3月高知県告示第147号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成29年5月12日</p> <p>高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 高知市朝倉甲1080番地2</p> <p>イ 氏名 浜田 真理子</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町1759番地</p> <p>イ 氏名 中岡 訓</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示(重要流域(平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限る。)で定めるところによる。 平成3年3月農林水産省告示第278号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第417号</b> 平成29年3月高知県告示第148号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成29年5月12日</p> <p>高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐町地藏寺652番地</p> <p>イ 氏名 伊藤 貞雄</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 長岡郡吉野村上津川</p>
---	--	---

<p>イ 氏名 近藤 亀次</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 住所なし</p> <p>イ 氏名 和田 槌五郎</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 長岡郡吉野村上津川315番地</p> <p>イ 氏名 和田 春亀</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町上津川5番2号地</p> <p>イ 氏名 川村 友衛</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 土佐郡森村南泉31番屋敷</p> <p>イ 氏名 谷 嘉久馬</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 高知市新田町15番11号</p> <p>イ 氏名 森 美智代</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町北山1663番地</p> <p>イ 氏名 澤田 繁男</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 高知市南宝永町17番16号</p> <p>イ 氏名 今西 強</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 高知市廿代町10番17号</p> <p>イ 氏名 今西 強</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町北山宮ノ谷丙260番地</p> <p>イ 氏名 仁井田神社</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成3年5月農林水産省告示第614号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・</p>	<p>期間及び樹種について <b>高知県告示第418号</b></p> <p>平成29年3月高知県告示第151号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>平成29年5月12日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 高岡郡日下村本郷940番地イ</p> <p>イ 氏名 宮田 三河</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 高岡郡日高村本郷940番地イの2</p> <p>イ 氏名 宮田 三河</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 京都市下京区西七条東反八田町31・32合番地</p> <p>イ 氏名 片岡 智準</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 高岡郡別府村別枝99番屋敷下1番戸</p> <p>イ 氏名 大石 勇</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 高知市昭和町21番18号</p> <p>イ 氏名 久禮田 徹</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 高知市昭和町21番18号</p> <p>イ 氏名 久禮田 美代</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 高知市播磨屋町67番地</p> <p>イ 氏名 久禮田 美代</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成4年11月農林水産省告示第1187号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・</p>	<p>期間及び樹種について <b>高知県告示第419号</b></p> <p>平成29年3月高知県告示第154号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を本山町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>平成29年5月12日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1) 登記簿記載の住所 長岡郡本山町屋所783番地</p> <p>(2) 氏名 横山 忠義</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成7年1月農林水産省告示第134号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第420号</b></p> <p>平成29年3月高知県告示第170号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係市役所及び安田町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>平成29年5月12日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 香美郡夜須町手結298番地94</p> <p>イ 氏名 西山 紀</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 室戸市羽根町</p> <p>イ 氏名 山地 鹿蔵</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 室戸市羽根町</p> <p>イ 氏名 安岡 栄</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 室戸市羽根町311番屋敷</p>
---	--	--

<p>イ 氏名 宮崎 八郎</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 室戸市羽根町甲516番地</p> <p>イ 氏名 小原 耕一</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町甲465番地</p> <p>イ 氏名 福田 徳一</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町514番地2</p> <p>イ 氏名 久保 誠一</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三崎町三崎1530番地</p> <p>イ 氏名 土居 宏</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 群馬県高崎市鼻高町56番地31</p> <p>イ 氏名 土居 伸昭</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 奈良県橿原市石原田町161番地16</p> <p>イ 氏名 岡崎 秋弘</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成3年5月農林水産省告示第648号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第421号</b> 平成29年3月高知県告示第203号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成29年5月12日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 土佐郡本川村中野川182番地</p>	<p>イ 氏名 伊東 光次</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 土佐郡本川村長澤19番地</p> <p>イ 氏名 藤原 忠治</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成2年4月農林水産省告示第578号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第422号</b> 平成29年3月高知県告示第204号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を香美市役所及び仁淀川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成29年5月12日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 香美郡横山村山崎2295番地</p> <p>イ 氏名 小松 馬次</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村岡ノ内185番地2</p> <p>イ 氏名 小松 兼作</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 愛媛県松山市ひばりヶ丘2番15号</p> <p>イ 氏名 宗石 三郎</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 高知市高埔12番地6</p> <p>イ 氏名 大原 良介</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村峯岩戸29番地</p> <p>イ 氏名 尾崎 宗太郎</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村室津327番地</p>	<p>イ 氏名 矢内 友幸</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村鹿森537番地</p> <p>イ 氏名 小崎 秋利</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 高知市鴨部223番地</p> <p>イ 氏名 大原 和雄</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町坂本649番地</p> <p>イ 氏名 黒川 良頭</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成2年8月農林水産省告示第1100号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第423号</b> 平成29年3月高知県告示第206号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を香美市役所及び関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成29年5月12日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町与床302番地</p> <p>イ 氏名 平山 公敬</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 高知市西久万3番地</p> <p>イ 氏名 岡本 純治</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐町瀬戸6番屋敷</p> <p>イ 氏名 西内 浅尾</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 高知市福井町648番地</p>
---	---	--



(2) 県外に居住する者は、高知県健康政策部医事薬務課

6 合格者の発表

平成29年12月1日（金）午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、可否を通知する。

また、高知県健康政策部医事薬務課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。

7 その他

受験資格、提出書類等の試験の詳細その他不明な点については、高知県健康政策部医事薬務課（電話番号088-823-9682）に問い合わせること。